

○阿部委員長

ほかに質疑はございませんか。——高橋副委員長。

---

○高橋委員

済みません、関連で今の部分で、議案第1号の歳出5款1項3目、雇用対策費、労働力活用対策費について、先ほどの佐藤課長からの御答弁によれば、計画ベースで7,400人余り、現在の進捗が6,300人であるというふうな御答弁であったかと思います。年度末までの、あと1,100人程度計画していると思うんですが、見通しと、あと、達成に向けての取り組みについて、確認の意味も含めて御答弁願えればと思います。

---

○佐藤労政・能力開発課長

お答えいたします。

先ほど諏訪委員の御質問に対しまして、今年度の計画7,440名に対し、既に実績が6,352名というふうにお答えいたしました。この差でございますけれども、今後、事業実施が開始される部分というのと、あとは、既に募集はしておりますけれども、なかなか人が集まっていない部分、両方ございます。今後、事業を開始する分につきましては、しっかりやっていただくということと、募集はしていてもなかなか集まらないものにつきましては、引き続き、ハローワークを通じてしっかり募集をして、就職を呼びかけてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、補正についての取り組みでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、一応、厚生労働省のほうで要求はしている段階でございます。今後、政府案として閣議決定をされ、国会で御審議いただいて、最終的に予算として成立するということでございますので、予算として成立するのがある程度わかったところで、しっかり国のほうにも、青森にもしっかり配分していただくよう働きかけてまいりたいというふうに考えております。

---

○高橋委員

しっかり行ってください。

それからもう一点、今の歳出7款1項11目、国際交流推進費及び歳出7款2項1目観光振興費の部分であります。きのうも質疑の中で、古村議員のほうから、風評対策の部分で金額の設定についての質疑があって、局長が何度も御答弁されていましたが、我々やっぱり、金額が少なければ少ないという部分で見ると、余り多ければ風評なんじゃないかと。御答弁何度も聞いておりますけれども、三百数十万円という部分が、私も少ないんじゃないかなという部分も感じ得たので、ここの部分、現段階では適正な予算金額上の設定であるよという部分を、採決に当たってもう一度御答弁というか、我々を納得させていただけないのかという意味で御答弁願いたいと思います。

---

○馬場観光国際戦略局長

リンゴの風評被害対策につきましては、きのうの質疑でも御答弁させていただきましたが、従来、県のリンゴの業界といいますか、りんご対策協議会、それから、りんご輸出協議会ですか、こちらのほうが従来から展開といいますか実施してきたところでございまして、県は直接的には、リンゴの販促活動については、これまで主体的な役割を担ってきておりませんでした。今回、東日本大震災に伴う福島原発の風評被害ということがございまして、県が緊急的に県内のそういうリンゴの輸出関係団体と協調して行うということで、従来、最終的な消費者に一番近い、いわゆるリテーターといいますか、台湾の小売の方々の部分については、従来、県内の民間のリンゴ業界の方々も、それほど積極的にプロモーションしていなかったものから、今回はそこに焦点を当てまして、県とリンゴの関係団体、県が補助金を支出してサポートするという形で風評被害対策の新たな取り組みとしてやる部分ということで304万円、それから、知事のトップセールスに伴う諸経費を要求したということもございまして、今、手元に全体の数値はないんですが、これ以外に、りんご対策協議会、輸出協会のほうも、相当の風評被害対策の事業を展開してございますので、青森県全体として、リンゴ輸出にかかわる総事業費はもっと大きな金額になってございまして、そういう形で、現段階で、県、それから、県内のリンゴの輸出関係団体ができ得る最大限の今、取り組みを進めているということで御理解をいただきたいというふうに考えております。

---

○阿部委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

これより議案の採決をいたします。

議案第1号中所管分、本件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、原案は可決されました。

議案第8号、本件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、原案は可決されました。

午さんのため、暫時休憩をいたします。

○休 憩 午後 0時05分

○再 開 午後 1時03分

---

○阿部委員長

付託案件について、質疑はございませんか。——高橋副委員長。

---

○高橋委員

今の、最初のほうの議案第1号「平成23年度青森県一般会計補正予算(第4号)案」、歳入10款

3項2目の利子及び配当金に係る部分で、やっぱり我々重要な議決権を有している中であって、不明部分があるということは、委員会の審議上好ましくないというふうに思います。でありますので、特に所管事項はまだしも、付託案件については、あらゆる質問に備えて事前の答弁の準備とか、所要の準備を怠りなくやっていただきたい。それは執行部の皆さんにお願いすると同時に、委員長にも審議のあり方についてお願いしたいというふうに思います。

以上です。

---

○阿部委員長

はい。ただいまの方針は受けとめました。執行部についても、やはり議案そのものに及んだことですから、答えることができるはず、気がついていれば、そういう指摘があったので、局内で、局長を中心としてもう一度協議していただきたい。そして、委員会に臨んでいただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

これより議案の採決をいたします。

議案第1号中所管分、本件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、原案は可決されました。